

# 国民健康保険・国民年金への加入・脱退手続きを忘れていませんか？

市役所や医療機関などでは、健康保険に異動があつても、みなさんの届け出がなければ内容がわかりません。また、その届け出が遅れると医療費の全額自己負担や保険料二重納付などが生じますのでご注意ください。



## こんなとき、加入手続きが必要です！

### 国民健康保険の場合

- いなべ市へ転入したとき  
(会社の健康保険などに加入していない場合)
- 会社の健康保険などをやめたとき
- 生活保護を受けなくなったとき など

### 国民年金の場合

- 20歳になったとき（会社の厚生年金などに加入していない場合）
  - 会社の厚生年金などをやめたとき
- ※厚生年金などに加入していた方に扶養されていた配偶者も手続きが必要です。
- ※厚生年金などをやめて配偶者（厚生年金加入者）の扶養になる場合は、その配偶者の勤務先で手続きをしてください。

### 届け出が遅れると…

- 資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。
- 保険証がないため、その間の医療費が全額自己負担になります。
- 将来受け取る年金額が少なくなることがあります。また、万が一のときの障害年金や、遺族年金が受けられないことがあります。

## こんなとき、脱退手続きが必要です！

- 他の市町村へ転出したとき
- 会社の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるようになったとき など

### 届け出が遅れると…

- 会社の健康保険に加入しても、脱退の手続きをしないと、保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- 国民健康保険の保険証で医療を受けてしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還することになります。

## ねんきん通信

4月からの国民年金保険料 **月額 14,100円**

こんなに  
お得！

現金月々払いだと **14,100円×12か月=169,200円**

1年度分の口座振替前納（4月分～翌年3月分）

**165,650円 → 年間3,550円** の割引

6か月分の口座振替前納（4月分～9月分 10月分～翌年3月分）

**83,640円×2=167,280円 → 年間960円×2=1,920円** の割引

□北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334